

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福島県第0772700092号(平成12年4月1日指定)

【令和4年10月1日現在】

当施設は、ご契約者(以下「入所者」という。)に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要・提供されるサービスの内容及び料金・契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が(平成12年3月31日以前に入所された方は除く)対象となります。

1. 事業者

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人かねやま福祉会 |
| (2)法人所在地 | 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地 |
| (3)電話番号 | 0241(55)3341(代表) |
| (4)代表者氏名 | 理事長 長谷川 一夫 |
| (5)設立年月日 | 平成元年8月2日 |
| (6)事業の基本方針(目的) | |

施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話および機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2. 施設の概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1)施設の名称 | 特別養護老人ホームかねやまホーム |
| (2)施設の所在地 | 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地 |
| (3)電話番号 | 0241(55)3341 |
| (4)施設長の氏名 | 横山 光男(管理者) |
| (5)施設の運営方針 | |

- ①本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ③施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

④入所者又はその家族に対しサービスの内容及び提供方法について説明する。

⑤適切な介護技術をもってサービスを提供する。

⑥常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(6)開設年月日 平成12年 4月 1日

(7)入所定員 80名

3. 居室等の概要

当施設では男女別の4人部屋、2人部屋、個室をご用意しております。

お部屋のご希望については、現在当施設がより良いサービスを提供するためにユニット制(入所者の心身の状況に応じてのグループ分け)を行い、施設内を大きく3つのユニットに分けているためご希望に沿えない場合があります。

また、入所者の心身状況の変化、居室内でのトラブルその他やむを得ない理由により居室の変更を行う場合がありますので、ご了承下さい。居室等の概要につきましては別紙「施設概要図」を参照して下さい。

尚、施設内の設備、備品等については、併設指定短期入所生活介護事業所と共用することとしています。

4. 職員の配置状況及び職務の内容

当施設では、入所者に対してサービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	人 数	備 考
管 理 者	1名	併設施設管理者兼務
医師(嘱託医)	1名	
生活相談員	2名以上	
介護支援専門員	1名以上	
看 護 職 員	3名以上	常勤3名、非常勤2名(通所介護事業所兼務)
介 護 職 員	30名以上	契約職員を含む
栄養士(管理栄養士)	1名	
調 理 員	8名以上	
機能訓練指導員	1名以上	常勤看護職員1名、非常勤看護職員2名兼務し、交代で担当

上記の職員(除く看護職員)の一部については、必要に応じて併設指定短期入所生活介護事業所職員との 併任または専任とします。

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
医師(嘱託医)	内科 週2回以上
看 護 職 員	日中 2～3名
介 護 職 員	日中 8:30～17:30 18名以上
	夜間 17:30～8:30 5名以上

(注)日中の勤務体制は、曜日などによって異なります

主な職種の職務内容は次の通りです。

職 種	職 務 内 容
管 理 者	職員等の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるさよう、業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介護支援専門員	入所者の心身の状況を踏まえ、入所者及びその家族の希望に基づいた施設サービス計画を作成する。
看 護 職 員	入所者の健康管理、保健衛生指導及び疾病の予防などを行う。
介 護 職 員	入所者の心身の状況等を踏まえ入所者に対して適切な介助を行う。
機能訓練指導員	利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練等を行う。
栄養士(管理栄養士)	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成。 必要に応じて個々の栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を策定し栄養管理や定期的な評価等を行う。
調 理 員	入所者へ提供する食事の調理業務を行う。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金等

当施設で提供するサービスの内容、利用料金等は別紙「利用料金表」の通りです。

6. 契約の終了(第17条～第19条)

当施設との契約では、契約が終了する日は特に定めていません。従って、以下の各号に該当するような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①入所者が死亡した場合
- ②要介護認定により、入所者の要介護認定区分が自立または要支援と認定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤入所者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご覧ください。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご覧ください。)

【入所者から退所の申し出があった場合】

契約の有効期間内であっても、入所者から当施設への退所を申し出ることができます。その場合は、希望する日の1週間前までに文書により申し出て下さい。また、以下の場合は、即時契約を解約し、退所することができます。

- ①事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを提供しない場合
- ②事業者もしくはサービス従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ③事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけまたは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ④他の入所者等が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑤介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

【事業者からの申し出により退所していただく場合】

- ①入所者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入所者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、相当期間支払われない場合
- ③入所者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の入所者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が連続して3ヶ月以上病院または診療所などに入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

7. 残置物引取人(第23条)

本契約の終了後、入所者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の引き取り人を定めることができます。当施設は、残置物引取人に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。残置物引取人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取らない場合には、当該残置物を残置物引取人に引き渡すものとします。

ただし、引き渡しに係る費用は残置物引取人の負担とします。

8. 施設利用上の留意事項

当施設のご利用にあたっては、施設に入所されている大勢の方々の共同生活の場として安全性、快適性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

①持ち込みの制限

入所にあたり火気を使用する機器・ペット等は持ち込めません。

その他、わからない物についてはご相談下さい。

②面 会

面会時間は特に決まってはいませんが概ね8:00~19:00の間でお願いします。

③面会時の差し入れ

面会時における飲食物の持ち込みは、食中毒の予防ほか入所者の健康管理の面から、原則として禁止しています。ただし、入所者が1度で食べきれない量(食べきれない場合はお持ち帰り下さい。)や職員へお渡しいただき、職員が管理の上で入所者に差し上げる場合はその限りではありません。ただし、職員へお渡しいただく場合でも、できるかぎり少量にてお願いいたします。

④外出・外泊(第24条)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。尚、入所者の体調によっては嘱託医と相談の上、お断りする場合があります。

⑤食事に係る自己負担分の減免

当該日の朝食・昼食・夕食の3食全てが不要な場合は前日までにお申し出下さい。この場合、食費に係る費用はいただきません。

⑥喫煙

施設内の所定の喫煙所以外での喫煙はできません。たばこ、ライター等は事務室にてお預かりしますので、ご了承下さい。

⑦その他

当施設の職員や他の入所者等に対して、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

故意または過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は入所者の自己負担により原状に回復していただくかまたは相当の代価をお支払いいただく場合があります。

9. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に入所者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関及び家族に連絡し、適切な措置を講じます。なお、当事業所の協力医療機関は次の通りです。

福島県立宮下病院
大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地 TEL 0241(52)2321

10. 虐待に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族及び主治医又は協力医療機関に連絡し適切な措置を講じます。また、市町村へも報告を行ないます。

賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに所定の手続きに従い、必要な損害賠償等を行うものとします。

12. 非常災害対策

サービス提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従業者は入所者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

このため、当事業所では定期的に避難訓練などを実施しており、必要に応じて入所者の皆様にもご協力いただくことがあります。

なお、防火管理者は「特別養護老人ホームかねやまホーム施設長」となっています。

13. 苦情受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当事業所では、入所者の苦情や要望をお聞きし、適切に対応するために苦情解決責任者、担当者及び第三者委員を設置しております。当事業所のサービスの提供にあたり苦情などがありましたら、以下により遠慮なくお申し出下さい。

- ◇ 苦情解決責任者 施設長(管理者) 横山 光男
- ◇ 苦情受付担当者 介護支援専門員 本名 利知子

【受付時間】

毎週月曜日～金曜日(祝日及び12月30日～1月3日を除く)
8時30分 ～ 17時30分

【電話番号】

0241(55)3341

◇ 第三者委員

・市川 里美(金山町川口)

TEL 0241-54-2770

・横田 正男(金山町横田)

TEL 0241-56-4660

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

金山町役場 住民課 保健福祉係

- ◇ 所在地 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
- ◇ 電話番号 0241(54)5135
- ◇ F A X 0241(54)2118
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日(除く祝祭日)
8時30分 ～ 17時30分

福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

- ◇ 所在地 福島県福島市渡利七社宮111番地
- ◇ 電話番号 024(523)2943
- ◇ F A X 024(523)2943
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日(除く祝祭日)
9時00分 ～ 17時00分

14. 福祉サービス第三者評価について

有 ・ 無

15. その他運営についての留意事項

当事業所では、より良いサービスの提供を目指すため、研修の機会を設け、従業員の資質の向上や知識、技能及び一般的な教養の修得に努めています。

ここで定める事項のほか、運営に関する留意事項は管理者が理事長の承諾を得て別に定めます。